

令和 8 年 第 7 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年7月17日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1 番 森 武雄	8 番 滝沢 久美子	15 番 堺澤 務
2 番 中嶋 隆	9 番 小松原 博	16 番 伊藤 宏美
3 番 木下 亜紀	10 番 塩木 操	17 番 河上 邦和
4 番 小松原 ひとみ	11 番 上田 佳子	18 番 吉瀬 久司
5 番 倉田 益式	12 番 春日 知也	19 番 氣賀澤 道雄
6 番 小松 伸治	13 番 北澤 満	
7 番 田村 晴男	14 番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20 番 小平 裕一	22 番 小池 政幸	24 番 菅沼 佳彦
21 番 小原 正隆	23 番 山崎 幸夫	25 番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (1名)

14 番 宮澤 秀一

○ 市長部局出席者 (1名) (途中退席)

市 長 伊藤 祐三

○ 事務局職員出席者

次 長 山本 孝浩
主 任 竹村 直人
主 任 大森 真奈

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第34号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）

議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 17 番 (河上)

議事録署名人 18 番 (吉瀬)

開 会 令和8年7月17日 午後2時55分

次 長 (山本 孝浩君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻前ではありますが、本日出席予定の皆様は全員おそろいになりましたので、ただいまから令和8年第7回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

なお、局長の北村ですが、本日は所用により欠席のため、次長の山本が進行させていただきますので、よろしくお願いします。

今回は改選前の最終の総会ということでございますので、総会に先立ち、伊藤市長より御挨拶をいただきます。

市 長 (伊藤 祐三君)

皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い中、お運びをいただきまして、御礼を申し上げます。

今紹介がありましたとおり、農業委員、それから農地利用最適化推進委員の皆様には、任期満了に伴いまして、本日が最終総会ということになります。これまで3年間、市の農業振興の推進役を担っていただきまして、本当に感謝を申し上げます。

また、今期をもちまして退任される方々につきましては、これまでの御尽力に改めて御礼を申し上げます。

農業委員会には、農業生産力の発展、農業経営の合理化、農業者の地位向上に寄与するということで、農地法の許可、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進などの仕事を担っていただいております。

一方で、御案内のように、農業は大きな転換期を迎えております。担い手減少、高齢化等々、最近では中東情勢の悪化に伴う物価上昇、様々に厳しい環境があるのが現状でございます。

また、米につきましては、令和の6年、いわゆる令和の米騒動という状況になりまして、主食用米の価格高騰、あるいは品不足といったような状況もありました。

こうした状況の中で、令和6年度には、農業の課題解決に向けた取組の一つとしまして、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するという事で地域計画を策定いたしました。計画の策定に当たりましては、地域の実態をよく承知していただいております農業委員、そして農地利用最適化推進委員の皆さんのお力が欠かせないところでありました。本当にありがとうございました。

ただ、この計画をより実効性のあるものとするには、引き続き、順次、状況

に応じた見直しも必要となつてまいります。引き続き委員を務められる方に加えまして、退任される方々にも今度は地域の中で計画見直しの際には引き続きお力を貸していただければありがたいと思います。

最後になりますが、本日をもって任期を終える委員の皆様に変更して御礼を申し上げ、そして今後のさらなる御活躍を祈りまして、挨拶といたします。本当に、これまでありがとうございました。

次 長 (山本 孝浩君)

ありがとうございました。

大変恐縮ですが、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市 長 (伊藤 祐三君)

よろしくお願いいたします。

〔伊藤市長退場〕

次 長 (山本 孝浩君)

引き続きまして氣賀澤会長より挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い日が続いておりまして、先ほど伊藤市長に「暑いですね」って言いまして「暑いと言われるほうが暑くないですか」と言われました。そうだなと思っております。

今日はこのメンバーでは最後の会議となります。

また暑さの話になって大変恐縮ですけれども、今日は、水田の稲の色があせてきましたので穂肥を打とうと思ひまして8時半頃作業に向かおうとしましたら、太陽の光があまりにも強くて、これは殺人的な暑さだと思いながら1時間くらい散布機をしょって穂肥をやってきましたけれども、へとへとで、汗だくになりまして、非常に暑いときを過ごしました。

作業しながら思ったけれども、やはりこういうときにドローンでやったら楽なのだろうなという気がしております。これからはいろんなことが変わっていくのかなと思ひながら作業してまいりました。

先ほども申し上げましたように、今日がこのメンバーでは最後の総会となります。審議内容には幾つか重要案件があるかと思ひますので、御協力いただきまして審議いただきたいと思います。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

次 長 (山本 孝浩君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読ですが、12番 春日知也委

員、お願いいたします。

12番 (春日 知也君)

12番 春日です。

今までの3年間、1期目も含めまして6年間、いろんな形でお世話になってまいりまして、皆さんも御存じのとおり、会議のたびにかなり口を開いてきたわけですが、最後の最後までこうやってしゃべる時間をいただきまして(笑声)大変ありがたいと思ひまして、ありがとうございます。

まず、ともかく、皆様と同じように、着任したときには農地行政のことは何も知らなかったわけです。知らないからお尋ねしたり、あるいは誤解しつつも意見を述べたりしたこともあったわけですが、そういったちょっと困ったことにも丁寧に答えをいただきました事務局の皆さんにまずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それで、次は会長にお礼を申し上げたいと思います。と申しますのは、かなりいろいろな意見が出まして、必ずしも順風満帆な議事運営ばかりではない場面があったのは皆さんも御承知のとおりだと思います。私自身も意見を言うときにはこんなことを言ってしまうといいのだろうかとか思うことがあったわけですが、それでも、そういった意見を出したときにもきちんと受け止めようとする態度で会長には議事運営していただきました。

よく聞く言葉で、おそれのない組織ですとか、あるいは組織における心理的な安定性だとか、安心してその組織に属しているからこそ自分が本当に思っていることをしゃべれる運営がなされるのだということが言われます。この会議をそのように進行していただきましたことにお礼申し上げます。

最後は、やはり、この3年間、一緒に過ごさせていただきました同僚委員の皆様、ありがとうございます。御担当の地域の案件につきまして、事情が分からないゆえにいろいろお尋ねしたりしまして、困った時間を過ごすことになったかと思いますが、そういったことについて、現場ではこうなのだとすることを丁寧に御説明いただくなどしまして、本当にありがとうございました。

このような会議が来週からの新しい委員の方々での会議においても続くことを本当に願っております。

それでは農業委員会憲章の朗読に移らせていただきます。

駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

次 長 (山本 孝浩君)

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより令和8年7月1日付、告示第7号をもって招集しました令和8年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

14番 宮澤秀一委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において17番河上邦和委員、18番 吉瀬久司委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

先月の総会の際に審議保留となった案件でございますので、再度、簡単に説明させていただきます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更5-1で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の西2筆、計460平米になります。

1ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画は建て売り住宅、承継計画はまき加工場、資材置場となっております。

なお、これまでの経過につきましては別紙経過書を御覧ください。

先月の総会后、[REDACTED]に対して聞き取りを行い、こちらが提出されたところでございます。

当初5条許可を受けた後の経過となっております。

あわせて議案書3ページを御覧ください。

こちらも同様に[REDACTED]より理由書としてお預かりしたのとなっておりますので、内容を御確認ください。

内容としましては、こちらの経過書にまとめさせていただいたとおりとなりますが、当初は事業計画者が建て売り住宅用地で当地を販売する予定であった

ところ、承継者より土地を売却してほしいと依頼があったため計画変更に至っております。

承継計画は近隣土地住民がまき置場及び資材置場として利用するというものでございます。

また、計画変更の今後の取扱いということで、事務局の今後の対応を別紙経過書にまとめさせていただいております。

一番下の欄でございますが、現在は、事業計画者に対し転用許可後の進捗状況報告書を許可日から3か月後と1年後に、工事完了後に完了報告書を提出いただき県と共有しているところでございますが、今後につきましては、許可日から3か月後と1年後の報告書の提出を行うよう指導を徹底するとともに、進捗率が低いものにつきましては適切に許可目的が達成されるよう県と連携して指導を行っていくということでございます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (気賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小松 伸治君)

今御説明がありましたけど、理由書をよく読んでいただければ、この間の議論の内容がかなり含まれていると思います。

善意と悪意という話もありました。非常にまれなケースでありますけれども、これはやむを得ないと判断いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 (気賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

春日委員、お願いします。

12番 (春日 知也君)

このような案件は非常に判断が難しいものだと思います。

それで、今回は、両当事者がいい人であるとか悪い人であるということで判断することはできないし、知っている人か知らない人かで判断することもできないのではないかと思います。

また、このような事案のときには、やはり手続的に瑕疵がないかをきちんと確認して判断するようにしたほうがいいと思いました。

ですから、今回の場合は、例えば購入時の値段と売却時の値段の差が結構大きいことから本当に大丈夫なのかという疑念もあつたりしましたが、ここに書かれているような状態で、譲渡するほうとしても様々な経費がかかったという申立てについて、その中身がちゃんと確認できたのかとか、そういったところ

をしっかりと事務局に確認していただいて、そこら辺が担保されれば僕らも判断できるのではないかと思います。よって、今回はその辺が担保できるのかなと思います。

今後はこのような対応をお願いできればと思います。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。——よろしいですか。

前回の会議でこれが問題になりまして、今回はそれに引き続いての審議になるわけです。

今、春日委員が言われましたように、手続的に問題がなかったか、また経緯等も明確になったと思いますし、地元委員の小松委員からも説明がありましたので、それも含めて判断したいと思います。

議案第 33 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 34 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(竹村 直人君)

それでは議案書 4 ページをお開きください。

農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。

これにつきましては、農地として継続して耕作が見込めない対象地について、農業委員会の議決により農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと御判断いただくものでございます。

場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

2-1 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南西 5 筆、計 3,305 平米でございます。

内容でございますが、所有者からの申出により地元担当委員と事務局において現地を確認した結果、農地としての使用及び原状回復は難しいと判断した次第でございます。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

24番 (菅沼 佳彦君)

該当地は、■■■■の一番上のほうというか、山の中です。

位置図で見たとおり、三方が、原野というよりも山です。大きな木に三方を囲まれているところで、田んぼが5枚になっています。

それで、すごく傾斜地で、耕作地と畦畔が3対1、あるいは4分の1くらいが畦畔で、管理が非常に難しい場所です。

ここを造った当時は水田だったようです。右側に細い道があるけれども、当初はここに水が少し出ている、それで水田をやっていたようだけれども、今はほとんど枯れてしまっていて、もう稲作はできない状況です。そのくせ、こういうところなので非常にしけるようです。ですから、ソバを作っても駄目ということです。

ここは自分も6年間ずっと見てきました。当初は、畦畔もきれいにしえてあり、それから耕作地も耕してあって、それなりに管理はされていました。農地パトロールの時期に回るわけですが、その時期にはそういうふうに入入れされているので何か作るのだろうと思って見ていたのですが、結果的に何もできないけれどもずっと管理だけやってきたということです。

しかし、ここに来て、もう管理もできないので無理という話があって、こういう判断をしました。

ですので、ここは農地バンクに登録したところで多分誰もやり手がない土地だと思います。

以上です。

次 長 (山本 孝浩君)

菅沼委員の補足ですけれども、今回、非農地判断をするに当たって、原野、山林だけでなく、耕作不適地についても非農地判定ができることとなるということで、それをもって今回の議案に上程させていただいているところです。

地域計画策定のための説明会や話し合いに■■■■に行ったときに、中沢地区営農組合長の■■■■、あとは■■■■地区の方からも、この場所は■■■■地区として管理していくことは不可能であると、地域計画の策定エリアから除いてほしいという話が数年前にあった場所です。

その際に集まった数名だけで地域計画の策定エリアから外すかどうかということとはできないということで一旦は計画地区に入れているところですが、もうその当時から先ほど菅沼委員が言われたような状況であったということでございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
事務局と地元委員の菅沼委員の意見を基に、質問、御意見ございましたらお願いいたします。
それでは議案第 34 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 6 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 4 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。
3—1 で表示した場所になります。
町 4 区、[] の東 1 筆 649 平米になります。
6 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、贈与。
理由でございますが、譲受人は現在自身が耕作を行っている当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。
続いて 2 件目でございます。
場所につきましては 7 ページ右側を御覧ください。
3—2 で表示した場所になります。
中沢区、[] の南西 1 筆 970 平米になります。
6 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、使用貸借。
理由でございますが、借受人は自身が経営する飲食店で提供する野菜を栽培

するため当地を利用したい、貸付人は現在耕作していない土地であるため借受人の要請に応じるというものでございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北西1筆294平米になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は居住予定の宅地に隣接する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては8ページ右側及び9ページ左側を御覧ください。

8ページでございますが、中沢区、[REDACTED]の南1筆2,232平米になります。

続いて9ページですが、東伊那区、[REDACTED]の北1筆1,636平米になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在耕作していない土地であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

なお、許可基準でございますが、今月3条申請のあった全ての案件につきまして法第3条第2項に適合してございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小松 伸治君)

1番の件ですが、譲受人の[REDACTED]が申請地を現在耕作しております。取得後も引き続き適正な農地管理を行っていくということであります。

譲渡人につきましては、既に高齢で耕作困難な状況にあるということでありますので、3条許可相当というふうに判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは2番をお願いします。

2 4 番 (菅沼 佳彦君)

2番ですけれども、[REDACTED]、自分は外国の方というのが初めてな

ので、皆さんもこの人で大丈夫かということがあると思うので、この人の紹介を先にしておきたいと思います。

出身の方です。実家が農業なので、25歳までは実家の農業を手伝っていたということです。

それで、1993年に来日しまして、名古屋の店で11年間、社員として勤務してきて、2004年に永住権を取得して独立したようです。

愛知県の中で2店舗、それから長野県内で7店舗、全部で9店舗の飲食店を経営されている方です。にも2店舗あります。

それで、現在59歳ということで、今の住所は名古屋ですけれども、年内には駒ヶ根市に住所変更する予定だということです。

今回この耕作地を借りる目的は、近いところだと店舗がにあるので、駒ヶ根を拠点にして自分で栽培した野菜を自分の店で提供したいということのようです。

チャレンジする作物としてはジャガイモ、タマネギ、ニンジン、ホウレンソウ、ミズナ、トマト、キュウリ、トウモロコシ、大豆、雑穀、とにかく出来そうなものはみんな挑戦してみたいということです。

それで、今回が初めてだったので、営農組合のにおいての地元の人たちへの説明会を設定してもらいました。地元の営農組合9名の方に参加してもらい、いろいろ話をしたけれども、地元の人は大歓迎だということです。

それで、場所はさっき非農地判定した場所の一番下のところです。ここは先ほどの場所より道が広くて、畦畔も少なく、耕作するにはやりやすいということで、手始めにここからやっていきたいということです。

ただ、地元の説明を聞くと、さっき言ったように、使う水は少ない、でもしけるというところであって、大丈夫かということがあったけれども、自分で栽培して自社で消費するということなので、品質が悪かったり作物の量産ができなかったりしても、自分で消費するので、その辺は多分成り立つのではないかと思います。

そういうことで、耕作が続けられるかどうかということを地元の人たちも心配していました。

そのときには奥さんも一緒に来たけれども、息子さんも経営に参加されているようです。

ここの管理は従業員の方2名ほどを指名して耕作できるようにやっていきたいということなので、多分継続的な農地としての耕作は可能じゃないかっていうことで、大丈夫だという判断をしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは3番をお願いします。

1 番 (森 武雄君)

3番ですけれども、譲受人につきましては、昨年4月に駒ヶ根市の空き家バンク制度を利用しまして住宅と農地を取得しました。

8ページの左の位置図を御覧いただきますと、「3—3」と書いてある黒塗りのところのすぐ右下のところに小さい四角と、その下に大きめの住宅があるけれども、ここを去年取得しまして、今回はそのほかに3—3の農地を取得するということです。

譲渡人につきましては、近所に家があるけれども、現在は県外で生活しておりまして、今後もこの農地を耕作する見込みがないということでありまして、今回譲り渡すことになりました。

6月14日に菅沼委員と譲渡人、譲受人とで現地確認したのですが、意思確認もできまして、この件については問題ないと判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは4番をお願いします。

1 番 (森 武雄君)

それでは、4番の1つ目、中沢■■■■のほうでありますけれども、3—4—1です。

譲受人につきましては、以前から譲渡人の依頼を受けて当該農地——田んぼを耕作しておりました。

譲渡人は今後も耕作することが困難であるということでもありますので、今回譲り渡すことになりました。

譲受人は意欲的に農業に取り組んでおりまして、管理状況もよく、本件は問題なく、妥当であると判断いたしました。

以上です。

16番 (伊藤 宏美君)

3—4—2について現地を確認しました。

3—4—1と同様に、譲受人はこれまでも当地を管理、耕作してきており、また周辺にも農地をたくさん所有し、適切に管理されていますので、問題なしと考えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

伊藤委員、お願いします。

16番 (伊藤 宏美君)

3—2の[]の方のようですが、農地を管理する機械等はお持ちなの
 でしょうか。人が足りていても、全部人力でやるとは思えないので、トラクター
 やマメトラなど、何か機械等をお持ちで、すぐに農業を始められるような状況
 なのでしょうか。

主 任 (竹村 直人君)

事務局で把握しているものとしましては、草刈り機、軽トラ、耕運機をそれ
 ぞれ1台ずつ所有されていると聞いております。

16番 (伊藤 宏美君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

木下委員、お願いします。

3 番 (木下 亜紀君)

4番の中沢の農地ですけれども、こちらは[]が取得されるという
 内容ですが、息子さんではなく、[]が取得されるというのはどういう事
 情というか、過去に[]から息子さんに移転するっていう案件がいっぱい
 あったと思うけれども、今回は息子さんではなく、あえて[]ということ
 なので、そのあたりの背景を教えてください。

1 番 (森 武雄君)

その件につきましては御本人——[]にも質問しました。

この田んぼについては俺がやるということで、実は、近所の仲間の皆さんと
 共同でやるっていうような田んぼでありまして、そんな集まりがありまして、
 この田んぼを利用してやるということで[]のお名前になっております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

吉瀬委員。

18番 (吉瀬 久司君)

2番ですが、貸し借りということのようですが、これは何年の貸し借りの予定
 になっているか御存じですか。

主 任 (竹村 直人君)

契約期間は10年で聞いております。

それで、3条の契約になりますので、10年経過後に解約するかどうか決めて
 事務局に御連絡いただき、それをもって更新するかどうかということになりま

すが、基本的には御連絡がなければそのまま10年間で再度契約更新ということになります。

18番 (吉瀬 久司君)

借りるということなので、それはそれでいいし、問題はないですが、現実問題として、この土地で野菜を作っていくということは非常に難しい、ハードルの高い土地かなと思っていまして、ある意味、途中で挫折されてしまうのではないかという危惧あるのでお聞きしました。ありがとうございました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

基本的な質問ですけども、 っていう方は外国籍の方ですよ。その方が農地の賃貸借契約を結ぶっていうことは国の法律等で認められていることなのか、またこういう案件が出てくると思いますので、最初に教えてください。

主 任 (竹村 直人君)

3条の要件につきましては、何か特別、貸し借りする上でできるできないっていうことは、外国人というだけでは設けられていないところです。

あくまで、判断の基準としては、申請者が耕作される方かどうか、きちんとその土地を管理することができるかどうかという視点になります。

例えば外国人の方から同様に申請があった際、駒ヶ根市に住む予定はないとか、年に1回来るか来ないか分からないという方が申請者であった場合については、きちんと管理されないという視点で許可されないというか、要件を満たさない可能性はありますが、外国籍の方であったとしても、その他聞き取りの中で今回のように管理がされることがある程度把握できるものであれば要件を満たしているというのが考え方かなということです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

では、事務局とすると、ほかの法律は関係なく、農地法で判断したということですか。

主 任 (竹村 直人君)

はい、そうです。農地法だけでの判断になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

次 長 (山本 孝浩君)

補足ですが、2年ほど前に申請様式の変更がありまして、どの国籍の人が農地を取得しているのかっていうのは国からきちんと把握するように要請されているところです。

これまでのところ外国籍の方が取得したかどうかというのが正確には分からないところであるけれども、今後はどんな国籍の方が取得したのかというのはきちんと管理していくことになります。

ですので、特段、農地法上では問題ないという案件です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

ほかにございますか。

議案第 35 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 10 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 11 ページ左側を御覧ください。

4—1 で表示した場所になります。

中沢区、[] の北西 1 筆 264 平米になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、作業小屋。

理由でございますが、申請人は申請地に隣接する空き家のリノベーション工事の作業スペースとして当地を利用したい。

農地区分でございますが、消極的 2 種農地。

なお、こちらは 2 年間の一時転用申請となっております。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

1 番 (森 武雄君)

この件につきましては先ほど第 3 条の 3 番で承認されました [] の案件になります。

隣接した宅地内にある空き家を先ほど申しましたように令和 7 年 4 月に取

得したのですが、まだそこには住んでおりません。今は違うところに住んでおりまして、これから空き家を改修して住むということになります。

県外からこちらに来て、1年間は大工の修業をされまして、今も飯田あるいは高遠で大工の見習をしながら稼いでおるといような方です。

それで、その方が自分で買った家をリノベーションするという計画でして、そのために空き家のすぐ横の農地を2年間、資材置場として使用することが必要になりましたので、ここにこういった小屋を建てて自ら改修したいということで、こういった案件が出てきました。

6月21日に本人と菅沼委員と現場を確認しまして、周辺に3件くらい関係する農地があるけれども、それぞれの方に全て承諾を得ておりますので、この件につきましては問題ないと判断いたしました。

以上です。

会 長 (気賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第36号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (気賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書12ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては13ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

中割区、 の南1筆468平米になります。

12ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は申請地に隣接する事業所へ貸し出すための駐車場を設置するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であるため譲受

人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水管埋設、付近に学校施設ありで見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては13ページ右側を御覧ください。

5―2で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の北西1筆、1,264平米になります。

12ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地造成。

理由でございますが、譲受人は宅地需要が見込まれる当地を宅地造成のため取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見ております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては14ページ左側を御覧ください。

先ほど計画変更申請で御説明をさせていただきました場所で、5―3で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の西2筆、計460平米になります。

12ページにお戻りください。

申請目的でございますが、まき加工場及び資材置場。

理由でございますが、譲受人は申請地の周囲に居住しており家族のアレルギー疾患抑制のため当地をまき加工場及び資材置場として取得したい、譲渡人は当初建て売り住宅を販売することで収益を見込んでいたが、近隣住民の健康に配慮する判断をした結果、譲受人の要請に応じることとなったというものでございます。

農振法等でございますが、令和7年9月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水管埋設、付近に[REDACTED]
[REDACTED]ありで見えております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては14ページ右側を御覧ください。

5―4で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の東1筆261平米になります。

12ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は取得予定の住宅に隣接する当地を駐車場用地とするため取得したい、譲渡人は譲渡人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外。

農地区分につきましては3種、上下水管埋設、近くに医療施設ありで見えます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1番、お願いします。

20番 (小平 裕一君)

1番です。

位置図を見てもらうと分かるように、申請地は住宅に囲まれており、所有者は現在東京にお住まいで、申請地の管理もできないような状態で、今は耕作放棄地みたいになっているところです。

ここを整地して碎石を敷き、駐車場用地して使うということで、排水は地下浸透ということで、特に問題なしです。

駐車場としては屋根とか建物はできないので、更地になるだけで、周辺には農地もないので、特に問題ないと判断します。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは2番をお願いします。

6 番 (小松 伸治君)

2番から4番まで説明します。

2番につきましては、小松原委員と現地確認してきました。

13ページを見ていただき、位置図にありますように、[]からバイパスに向かっていく途中で、[]という方の住居の東側の土地であります。

[]が住宅宅地造成ということで4区画の計画を持っておりまして、ここは見てのとおり宅地化が進んでいるところでございまして、周辺農地への影響ないものと思われますので許可妥当と判断いたします。

それから、5-3につきましては、先ほど計画変更申請があった件で、事務局から説明のあったとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5-4につきましては、14ページ右側の位置図を見ていただき、「[]」

と書いてある東側の黒いところでございます。これを[]が駐車場用地として取得したいということでございまして、こちら宅地に囲まれておりまして、農地への影響はないと判断し、許可妥当と判断いたします。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

それでは、議案第 37 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (大森 真奈君)

議案書 15 ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を御説明し、御提案いたします。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 8 年 8 月 31 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 2,546 平方メートル、10 年が田 5 万 3,815 平方メートル、畑 2,566 平方メートル、樹園地 1,442 平方メートル、合計 6 万 369 平方メートルでございます。

貸手が 20、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

16 ページ～20 ページが各筆の明細となっております。

20 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 51 筆を貸し付けることになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、ちょっと数が多いので見ていただきながら、地元委員さんのほうで何か補足説明がありましたらお願いいたします。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
何か御質問、御意見ありましたらお願いします。
吉瀬委員、お願いします。

18番 (吉瀬 久司君)
ちょっと教えていただきたいのですが、2番の[]は今でもリンゴを作っている方ですか。

主 任 (大森 真奈君)
こちらの方は新規就農という形で、貸手である[]に教えてもらいながら今後リンゴ栽培を始めていくということのようです。

18番 (吉瀬 久司君)
では、これからということですか。

主 任 (大森 真奈君)
これからになります。

18番 (吉瀬 久司君)
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
木下委員、お願いします。

3 番 (木下 亜紀君)
ちょっと補足させていただきます。
[]に今年の春——4月から転入された方で、昨年、担当の案件がありましたので関わらせていただいたのですが、[]の農地を借りる形で、実質的には経営を継承されるという形で、昨年から少しずつ教えていただきながら栽培に関わっているということで、この春から本格的に栽培に御夫婦で当たっているということです。
以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。

16番 (伊藤 宏美君)
誠に勉強不足で申し訳ないと思うのですが、中沢の[]っていうのはどういう会社ですか。

主 任 (大森 真奈君)
[]ですが、[]が代表取締役として立ち上げた会社になります。
今は[]が個人でやられていたものを全て[]へ経営を移しているということで、今回こちらに掲載しているものは新しく[]が農地を耕作していくということになります。

16番 (伊藤 宏美君)
 1人でやっていらっしゃるのではなくて、会社ですから社員さんが何人かい
 らっしゃるってことですか。

主 任 (大森 真奈君)
 社員数までの詳細は把握していないのですが、町なかの [] に
 [] がテナントを出店していて、そこに従業員の方がいらっしゃるようです。

8 番 (滝沢 久美子君)
 耕作の社員もいらっしゃいます。作業をされています。

16番 (伊藤 宏美君)
 分かりました。
 ありがとうございました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 ほかにございますか。
 それでは議案第38号について原案どおり可決することに御異議ございませ
 んか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第38号 農用地利用集積等促進計画
 案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしま
 した。
 議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)
 議案書15ページを御覧ください。
 議案第39号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説
 明し、御提案させていただきます。
 農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
 このことについての公告年月日は7月31日です。
 売買の面積は田1,455平方メートル、売手、買手はともに1でございます。
 なお、この売買につきましては7月3日に農地あっせん審査会を開催してお
 ります。
 次ページ——22ページを御覧ください。
 対象地1筆を長野県農業開発公社から [] に売り渡すもので、対価につ
 きましては42万2,000円、所有権の移転時期等については8月17日となって
 おります。

対象地につきましては 23 ページの左側に載せてございます。

場所は北割 1 区、 の東側に位置している農地です。

この農地の前所有者につきましては 22 ページの表の左下に記載してございますので、御確認ください。

以上、本件につきまして審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員さんのほうで補足説明がありましたらお願いいたします。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 8 年第 7 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 5 8 分

